



島根県報

平成26年10月14日（火）

第2,640号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【告 示】

大規模小売店舗立地法の規定による市町村の意見の概要 (中 小 企 業 課) 2

【特定調達公告】

第6期湖沼水質保全計画に関する宍道湖・中海水質予測計算業務に係る随意契約 (環 境 政 策 課) 3
の相手方等

【選管告示】

政治資金規正法の規定による設立の届出のあった政治団体 3

政治資金規正法の規定による異動事項の届出のあった政治団体 3

政治資金規正法の規定による解散の届出のあった政治団体 4

告 示**島根県告示第578号**

平成26年島根県告示第352号で告示した次の大規模小売店舗について、大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項の規定により、松江市から意見を聴取したので、同条第3項の規定によりその概要を告示し、当該意見を縦覧に供する。

平成26年10月14日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ディオ松江南店 松江市上乃木九丁目3252-3外

2 意見の概要**(1) 意見**

次の点に十分配慮すること。

ア 乃木地区自治会連合会及び周辺自治会に十分説明し、地域で混乱が生じないようにすること。

イ 届出書に記載されている内容を適正に実施し、環境への影響をできる限り低減すること。

ウ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律を遵守し、適正な処理を行うこと。また、周辺にごみが散乱しないよう環境美化に努めること。

エ 騒音については、環境基準や騒音規制法を遵守することはもとより、周辺住民の生活環境に悪影響を与えないようにすること。

オ 荷捌き場付近の敷地境界のd地点における冷凍機室外機（R10～R12）の各1台からの定常騒音が、営業時間が24時間に変わることにより、夜間の規制基準（第2種区域は夜間40dB）の適用を受け、当該規制基準を超過することになる為、施設の防音性を改善すること。

カ 防音性の改善に当たっては、固定発生源（来客の車両騒音を除く）からの個別騒音を合成した後の騒音が、敷地境界において規制基準内に収まらなければならないことに留意して実施すること。

キ 早朝、深夜については、作業及び空調機器の騒音低減に特に配慮し、苦情などがあつた場合には、事業者の責任において速やかに対処すること。

ク 島根県報第2621号記載の意見を確認し、近隣住民と話し合い、誠意をもって対応すること。特に、深夜における光害による近隣住民の生活環境への影響の低減に配慮すること。

ケ 隣接する市道にて道路内工事がある場合は道路法第24条による施工承認申請について、市管理課と協議を行うこと。

コ 景観計画区域内における行為完了届を提出すること。なお、景観計画区域内における行為の届出書は提出されています。

サ 島根県建築基準法施行条例第6条、第7条が適応されるので、カート置場の範囲を確認すること。

シ 建築基準法による手続きが必要かどうか市建築指導課に確認すること。

ス 近隣に中学校や総合運動公園があることから、児童・生徒の健全育成の推進に協力すること。

(2) 理由

周辺の地域住民の生活環境に対し、悪影響を与えないようにするため。

3 縦覧場所

松江市産業観光部商工企画課（松江市末次町86番地）

4 縦覧期間

告示の日から1月間

特 定 調 達 公 告

次のとおり随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第11条及び物品等又は特定役務の調達手続に係る島根県会計規則の特例を定める規則（平成7年島根県規則第83号）第9条の規定により公告する。

平成26年10月14日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 役務の名称及び数量

第6期湖沼水質保全計画に関する宍道湖・中海水質予測計算業務 一式

2 契約に関する事務を担当する本庁等の名称及び所在地

島根県環境生活部環境政策課 島根県松江市殿町1番地

3 随意契約の相手方を決定した日

平成26年8月4日

4 随意契約の相手方の氏名及び住所

いであ株式会社 山陰営業所 所長 杉山 文敏 島根県松江市古志原二丁目22番31号

5 随意契約に係る契約金額

26,006,400円（消費税及び地方消費税を含む。）

6 契約の相手方を決定した手続

随意契約

7 随意契約によることとした理由

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第10条第1項第1号の規定による。

選 挙 管 理 委 員 会 告 示**島根県選挙管理委員会告示第35号**

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第6条第1項の規定により設立の届出のあった政治団体は次のとおりであったので、同法第7条の2第1項の規定により告示する。

平成26年10月14日

島根県選挙管理委員会委員長 津 田 和 美

国会議員関係政治団体以外の政治団体

名 称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地
勝田やすのり後援会	和泉 一朗	長谷川 重夫	仁多郡奥出雲町横田1283

島根県選挙管理委員会告示第36号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第7条第1項の規定により異動事項の届出のあった政治団体は次のとおりであったので、同法第7条の2第1項の規定により告示する。

平成26年10月14日

島根県選挙管理委員会委員長 津 田 和 美

1 政党

国会議員関係政治団体以外の政党の支部

名 称	異動事項	異 動 内 容	
		新	旧
自由民主党島根県柔道整復師支部	名称	自由民主党島根県柔道整復師支部	自由民主党島根県柔道整復師会支部

2 その他の政治団体

国会議員関係政治団体以外の政治団体

名 称	異動事項	異 動 内 容	
		新	旧
足立たけし後援会	主たる事務所の所在地	浜田市長沢町1671-18	浜田市長沢町266
島根県産業廃棄物政治連盟	代表者	野津 勝男	福代 明正
	会計責任者	馬庭 章	松本 伸二

島根県選挙管理委員会告示第37号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第17条第1項の規定により解散の届出のあった政治団体は次のとおりであったので、同条第3項の規定により告示する。

平成26年10月14日

島根県選挙管理委員会委員長 津 田 和 美

国会議員関係政治団体以外の政治団体

名 称	解散年月日
井上かつひろ後援会	平成26年8月30日
島田三郎後援会	平成25年2月18日
田中ますじ後援会	平成26年8月2日
中上省三後援会	平成26年8月31日
永吉義夫後援会	平成25年12月31日